

令和8年8月26日

叡啓大学学長候補者の選考について（公示）

叡啓大学学長選考会議

叡啓大学学長選考規程施行細則（以下「施行細則」という。）第2条の規定に基づき、叡啓大学の学長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考の実施について、次のとおり公示する。

1 学長選考の実施理由

現学長の任期が令和9年3月31日をもって満了となるため。
（叡啓大学学長選考規程第2条第1項第1号該当）

2 選考機関

叡啓大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）

3 新学長の任期

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年）

なお、任期の満了に伴う学長選考において現学長が再任されることは可能であり、再任された場合の任期は令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年）とする。

4 選考の基準

叡啓大学学長選考規程第3条の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する。

5 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦

（1）選考対象者を推薦できる者

① 経営審議会又は叡啓大学教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）は、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができる。

② 広島県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員、県立広島大学の職員及び県立広島大学本部事務部、庄原キャンパス事務部又は三原キャンパス事務部の職員のうち法人又は叡啓大学の職を兼務しない職員を除く。）は、5名以上の連署により、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができる。

なお、推薦者名簿への署名は、この公示の後、行うことができる。

※ ここでいう「職員」とは、広島県公立大学法人に勤務する常勤の教員及び事務職員をいう。

※ 推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦することはできない。

（2）推薦に必要な書類

① 施行細則に定める様式第1号「推薦書」又は様式第2号の1「推薦書」及び様式第2号の2「推薦者名簿」

※ 様式第1号及び様式第2号の1については、公表する。

② 施行細則に定める様式第3号「同意書」

(3) 推薦受付の期間

令和8年9月10日(木)から9月24日(木)まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く

※ 受付時間 9:00～17:00

※ 郵送等により提出する場合は、令和8年9月24日(木) 17時00分必着

(4) 書類の提出先

叡啓大学事務部総務企画課

6 選考対象者として推薦された者(以下「被推薦者」という。)による書類の提出

(1) 被推薦者が提出すべき書類

① 施行細則に定める様式第4号「所信表明書」

② 施行細則に定める様式第5号「履歴書」

※ ①、②とも提出された書類については、公表する。

(2) 書類受付の期間

令和8年9月30日(水)から10月9日(金)まで

※ 土曜日及び日曜日を除く

※ 受付時間 9:00～17:00

※ 郵送等により提出する場合は、令和8年10月9日(金) 17時00分必着

(3) 書類の提出先

叡啓大学事務部総務企画課

7 学長候補者の選考に係る審議会委員からの意見聴取

学長選考会議は、審議会委員(選考対象者及び選考対象者の推薦者となった者を除く。)に対し、意見を求めるものとする。

審議会委員は、学長候補者の選考に関して意見があるときは、施行細則に定める様式第7号「意見書」により、提出するものとする。

8 学長候補者の選考

必要書類が提出された後、学長選考会議において書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。

※ 学長候補者の面接記録については、公表する。その他の選考対象者の面接記録については、閲覧に付す。

※ 選考対象者の面接出席のための旅費については、支給する。

9 学長候補者の決定時期

令和8年11月下旬から12月上旬頃に決定する。

10 その他

詳細については、叡啓大学学長選考会議規程、叡啓大学学長選考規程、叡啓大学学長選考規程施行細則を参照。